

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
の場合の欠損金額等の控除明細書

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

事業年度
法人名

第六号様式別表十一（第五条関係）

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①		所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①＋②＋③)	④		当期控除額	④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤			調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)	⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△		欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦					
	差引欠損金額等(⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③－④)	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の⑮と⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮－⑯)
	⑮	⑯	⑰
・ ・	円	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
計			

第 6 号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。）第 72 条の 23 第 4 項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第 6 号様式別表 5 の 2 に併せて提出すること。

- (1) 法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 3 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。）第 20 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下この記載要領において「令和 2 年所得税法等改正法」という。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法人税法」という。）第 59 条第 2 項（令和 2 年所得税法等改正法第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和 2 年旧震災特例法」という。）第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第 3 項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法第 72 条の 18 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 3 項（震災特例法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 18 第 1 項の規定によりその例によるものとされる令和 2 年旧政令第 20 条の 2 の 12 の規定による読替え後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項（令和 2 年旧震災特例法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第 3 項の規定の適用を受けようとする法人

2 「

第 1 号
法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業
第 4 号

」
となっている箇所については、事業の区分に応じ、

「第 1 号」、「第 3 号」又は「第 4 号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
3 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業、同項第 3 号に掲げる事業及び同項第 4 号に掲げる事業のうち 2 以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。
- (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法第 72 条の 18 第 1 項若しくは第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 4 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 18 第 1 項若しくは第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる令和 2 年旧政令第 20 条の 2 の 12 若しくは第 20 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による読替え後の令和 2 年旧法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和 2 年旧法人税法」という。）第 59 条第 3 項の規定の適用を受ける法人
- (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の各欄 1 (1) に掲げる法人
- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄 1 (2) に掲げる法人

5 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第 72 条の 18 第 1 項若しくは第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 4 項又は読替え後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 3 項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

6 ⑬から⑰までの各欄は、法人が法第 72 条の 18 第 1 項若しくは第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 3 項又は読替え後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

7 法人税法施行規則第 26 条の 6 に規定する書類を添付すること。